

可燃性ガス及び酸素を用いて行う溶接、溶断の作業は各現場において広く行われており作業に従事する方は正しい溶接装置等の取扱い・点検・管理・作業について労働安全衛生法に基づく技能講習を修了しなければならないことが義務付けられています。

※ 実技指導は、受講者が**基本技能を理解・習得**できるよう丁寧に教えます。



作業服、安全靴、安全帽で来所していただければ、防塵マスク前掛け、腕当て、手袋等々一式教習所でご用意できます。

保護具等ご相談は、西部教習所 ☎0836-39-6221へ